

公益社団法人群馬県柔道整復師会と地域柔道整復師会との

連携協定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県柔道整復師会（以下「本会」という）が、定款第3条の規定に基づき本会の目的を達成するため、県内各市の柔道整復師団体（以下「地域柔道整復師会」という）と連携して公益社団法人にふさわしい事業が円滑に実施されるよう協定を結ぶこととし、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 本会と地域柔道整復師会は連携して次の事業を行う。

(1) 本会と地域柔道整復師会の組織強化に関する事業

- ① 入会及び退会に関する事
- ② 会員管理に関する事
- ③ 会費に関する事
- ④ 総会の運営に関する事
- ⑤ 表彰に関する事
- ⑥ 危機管理（災害含む）に関する事

(2) 本会と地域柔道整復師会の目的達成のため連携して行う事業。

- ① 柔道整復師の療養費受領委任制度の推進に関する事業
- ② 柔道整復術の医学的研究に関する事業
- ③ 柔道整復師の資質向上に関する事業
- ④ 公開講座に関する事業
- ⑤ 広報活動に関する事業
- ⑥ 災害時における地域住民の緊急避難場所提供に関する事業
- ⑦ 日本赤十字社群馬県支部傘下における災害救護救援活動及び地方自治体主催の防災訓練への協力に関する事業
- ⑧ 各種スポーツ大会及び救護ボランティア活動に関する事業
- ⑨ 柔道等スポーツの普及振興を通じ県民の健康増進と青少年の健全育成に関する事業
- ⑩ 医療機関及び行政との連携に関する事業
- ⑪ 会員の福祉増進及び相互扶助に関する事業
- ⑫ その他本会の目的を達成するために必要な事業

(連携)

第3条 本会と地域柔道整復師会は有機的な構造のもとに、連携協力の促進及び連携事業の具体的内容を協議するため、本会と地域柔道整復師会との事務連絡会議を開催する。

(経費)

第4条 本会の主催事業、又は本会から依頼あるいは委託する事業については、本会がその費用を負担する。

(協定)

第5条 本協定は、本会会長と地域柔道整復師会会長により公益社団法人移行設立の登記日をもって締結し、協定期間は無期限とする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規程は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。